

# 埼玉県生活環境保全条例

## 表2 指定騒音施設

1 木材加工機械 イ 帯のこ盤(製材用:定格出力 15kw 未満、木工用:定格出力 2.25kw 未満) ロ 丸のこ盤(製材用:定格出力 15kw 未満、木工用:定格出力 2.25kw 未満) ハ かな盤(定格出力 2.25kw 未満)
2 合成樹脂用粉碎機
3 ペレタイザー
4 コルゲートマシン
5 シェイクアウトマシン
6 ダイカスト機
7 冷却塔(定格出力 0.75kw 以上)

## 表3 指定振動施設

1 シェイクアウトマシン
2 オシレイティングコンベア

## 表4 指定騒音作業

1 業として金属板(厚さ 0.5mm 以上)のつち打加工を行う作業
2 業としてハンドグラインダーを使用する作業
3 業として電気のかぎり又は電気かなを使用する作業